

福岡県医発第175号(保)
平成16年4月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



静岡県建設産業国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

保 険 者 名	区 分	現 行	改正後	施行年月日
静岡県建設産業国民健康 保険組合	組合員	10 分の 2	10 分の 3	平成 16 年 4 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

16国援第83号-6

平成16年4月14日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

静岡県建設産業国民健康保険組合の一部負担割合の改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、静岡県健康福祉部国民健康保険室長から通知がありましたので、お知らせします。





長国第822-2号

平成16年3月16日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

静岡県健康福祉部国民健康保険室長

(公印省略)

静岡県建設産業国民健康保険組合の一部負担割合の改正について

静岡県建設産業国民健康保険組合から、一部負担割合の改正を含む規約の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可したのでお知らせします。なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮くださるようお願いいたします。

記

1 改正内容(一部負担金割合)

改正後	改正前
(一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)次号から第4号までに掲げる場合以外の場合、組合員にあつては当該給付に要する費用の <u>10分の3</u> に相当する額とし、組合員以外の被保険者については、当該給付に要する費用の 10 分の 3 に相当する額とする。 (2)～(4)省略	(一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (2)次号から第4号までに掲げる場合以外の場合、組合員にあつては当該給付に要する費用の <u>10分の2</u> に相当する額とし、組合員以外の被保険者については、当該給付に要する費用の 10 分の 3 に相当する額とする。 (2)～(4)省略

2 施行年月日

平成16年10月1日

